

「災害対応力を強化する女性の視点 ～男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン～」(案) に関する意見募集の結果について

令和2年5月29日
内閣府男女共同参画局

1 経緯

「災害対応力を強化する女性の視点～男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン～」(案)について、国民の皆様から広く御意見をお聞きするため、本年4月8日から同年4月28日まで意見募集を行いました。

2 意見募集の結果

国民の皆様から、のべ669件の御意見をお寄せいただきました。その概要は別紙のとおりです。

ガイドラインに必要な反映を行うとともに、今後の施策の参考とさせていただきます。

今回御意見をお寄せいただきました方々に、厚く御礼申し上げます。

【本件連絡先】

内閣府男女共同参画局総務課 地域・防災担当
03-6257-1355

**災害対応力を強化する女性の視点
～男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン～（案）
についての意見募集の結果（集計）**

1 募集期間

令和2年4月8日から同年4月28日

2 意見数

のべ669件、うち、

- ① 災害対応全体に関する御意見……………19件
- ② ガイドライン案全体に関する御意見……………59件
- ③ 男女共同参画施策全体に関する御意見……………8件
- ④ 主に意思決定層における女性の参画に関する御意見……………351件
- ⑤ 避難所に関する御意見……………57件
- ⑥ 災害時の女性の安全・安心に関する御意見……………73件
- ⑦ 物資の備蓄・輸送・配布に関する御意見……………33件
- ⑧ 災害対策本部及び復興対策本部に関する御意見……………15件
- ⑨ 防災会議に関する御意見……………13件
- ⑩ 防災・危機管理担当部局に関する御意見……………45件
- ⑪ 防災訓練、防災教育に関する御意見……………3件
- ⑫ 男女共同参画センターに関する御意見……………5件
- ⑬ 男女別データに関する御意見……………7件
- ⑭ 自主防災組織に関する御意見……………2件
- ⑮ 住まいづくりに関する御意見……………1件
- ⑯ その他（ガイドラインとは直接の関係がない御意見等）… 180件

※重複あり

3 ガイドライン（案）に反映した主な御意見の概要

いくつかの御意見をまとめて掲載している場合があります。下記のほか、文章表現上の平仄についての御意見も必要な反映を行いました。下記以外の御意見については、今後の施策の参考とさせていただきます。

該当箇所	寄せられた御意見	御意見を踏まえた修正（赤字が修正点）
はじめに	「東日本大震災を始めとする過去の災害」との表現について、被災された方にとっては現在進行形で影響を受けている出来事であり、違和感を持たれる方もいるのではと感じました。「過去の災害」ではなく「これまでの災害」等にあらためられませんでしょうか。	東日本大震災をはじめとする これまでの 災害においては（後略） （他の部分も同様に修正）
p 2 第1部7つの基本方針 （1）平時からの男女共同参画の推進が防災・復興の基盤となる	「介護が必要な高齢者や障害者を抱える世帯」の「抱える」という表現は、マイナスイメージを感じさせられます。 「③子育てや介護といった世帯状況の違いに」において、ヤングケアラーに対する特別な配慮が必要。そのために普段から学校等とも情報、状況を共有・把握すべき。	③子育てや介護といった世帯状況の違い：災害時には、乳幼児や介助・介護が必要な高齢者や障害者の いる 世帯、・・・（中略）・・・影響が深刻化する傾向にありますが、そのケア者（多くが女性。 ヤングケアラーの場合もある。 ）のニーズを踏まえた支援が重要となります。 平常時からの学校等との連携・情報共有も重要です。
p 3 第1部7つの基本方針 （2）女性は防災・復興	「▶防災・復興に関する意思決定の場への女性の参画を推進する」の3行目において、「自治会長」を「自治会役員」とすべき。	このため、地方防災会議の委員や自治会長 及び自治会役員 に占める女性の割合を高めていく。

の「主体的な担い手」である		
同上	「男性が理解できる場を作って」とあるが、具体的に示すべき。	(前略) 研修や講演会などを活用してロールモデルや好事例を広めるなど、防災・復興における女性の活躍が全体にもたらす利益について、男性が理解できる場を作っていくことが求められます。
p 4 第1部7つの基本方針 (3) 災害から受ける影響やニーズの男女の違いに配慮する	「国籍等の違い」を「言語や文化等の違い」としてはどうでしょうか。	被災者支援においては・・・・言語や文化等の違いに留意(後略)
同上	交差性の課題の例の文章があることを高く評価します。ただ、「交差性」という言葉は意味がわかりにくく、理解が難しいことなどから、削除した方がわかりやすい。	御意見を踏まえ、他の部分も含め、削除しました。
同上	「男性」他人に弱音を吐けない、・・・・」に「リーダー役を担わされがち」も追記してください。	・・・・(前略) 高齢者に占める女性割合が高く、 独居の方も多いこと 、・・・・(後略)
同上	支援の対象になりにくい独居の女性の避難者や、地域とのつながりが薄い父子家庭、母親が障害者などで子育てを主に父親が担う家庭への配慮が必要。	・男性：他人に弱音を吐けない、 リーダー役を担わされがち 、・・・・(中略)・・・・また、父子家庭 (地域とのつながりが薄いことも多い) や 子育てを主に父親が担う家庭、要介護者等 を抱える男性の困難について十分に理解されていない。

<p>p 5 第1部7つの基本方針 (4) 男女の人権を尊重して安全・安心を確保する</p>	<p>「安全な男女別トイレ」を、「安全で清潔な男女別トイレ」とすべき。</p>	<p>安全で清潔な男女別トイレ</p>
<p>同上</p>	<p>「脆弱層」という言葉はわかりにくい。</p>	<p>情報へのアクセスが脆弱(※)な層に対する確実な情報へのアクセス確保のための情報の伝達方法や使用媒体の留意</p> <p>※脆弱とは、もろくて弱いこと。ここでは、情報へのアクセスが十分に確保されていないこと。</p>
<p>p 6 第1部7つの基本方針 (5) 女性の視点を入れて必要な民間との連携・協働体制を構築する</p>	<p>国際交流協会や学生を追加してはどうか。</p>	<p>▶民間との連携を構築する ・・・(中略)・・・そのため、住民、自治会、町内会、地縁団体、NPO、NGO、大学、企業、専門家、学生等の民間の力が不可欠である。</p>
<p>同上</p>	<p>避難所単位での日頃からの連携体制が重要であることを書き込むべき。</p>	<p>そのため、それぞれの自主防災組織等が、日頃から関係を密にし、信頼関係を築いておき、必要な協定等を結んでおく。</p>
<p>同上</p>	<p>男女共同参画部門・男女共同参画センターについて、「役割は重要となる」とあるが、さらに踏み込んだ記載を検討していただきたい。</p>	<p>以上の取組を迅速・円滑に進めるために、都道府県の男女共同参画部門・男女共同参画センターが、中心的な役割を担うことが重要となる。</p>

<p>p 8 第1部7つの基本方針 (6) 男女共同参画担当部局・男女共同参画センターの役割を位置付ける</p>	<p>高齢者福祉施設、保育園、幼稚園、小中学校等との連携についても書き込むべき。</p>	<p>防災・復興における男女共同参画の取組を推進するために、男女共同参画担当部局と防災・危機管理担当部局、・・・(中略)・・・高齢者福祉施設、保育園・幼稚園・小中学校等との連携体制を構築し、(後略)</p>
<p>p 9 第1部7つの基本方針 (7) 要配慮者への対応においても女性のニーズに配慮する</p>	<p>「▶平時に要配慮者対応を行う女性の意思決定への参画を促進する。」において、表現がわかりにくいので、以下の(案)を提案する。 平時に要配慮者対応に関わる女性専門職等の意思決定の場への参画を促進する。</p>	<p>平常時に要配慮者対応に関わる女性の専門職等の意思決定への参画を促進する</p>
<p>同上</p>	<p>専門職の例としてケアマネジャーを追加すべき。</p>	<p>保健師、助産師、看護師、保育士、ケアマネージャー等の専門性を有する女性を、地方防災会議や避難所運営をはじめとした被災者支援全般の意思決定の場に登用する。</p>
<p>同上</p>	<p>・以下の内容の追加を希望する。 医療・福祉の現場に関わる女性：医療・福祉関係者による避難所や在宅避難者の巡回の際には、巡回チーム編成の男女比に配慮するとともに、被災女性の声やニーズをより注意深く聞く。</p>	<p>医療・福祉関係者による避難所や在宅避難者の巡回の際には、巡回チーム編成の男女比に配慮するとともに、被災女性の声やニーズをより注意深く聞く。</p>
<p>p 12</p>	<p>発災時には女性の【困難や】ニーズに的確</p>	<p>(前略) 発災時には女性の困難やニーズに的確に</p>

<p>第2部 段階ごとに取り 組むべき事項 1 職員の体制と研修</p>	<p>に応えることが必要であり、」(性暴力への 対処など、単にニーズと言うよりも、女性 が置かれやすい深刻な課題がいくつもあり ますので、【】内を追加してください。)</p>	<p>応えることが必要であり、</p>
<p>同上</p>	<p>「女性の視点」といってもさまざまな面が あり、災害対応には、それらの視点を多角 的に研修し現場で対応できる体制を作るこ とが重要であるため、福祉担当部局と人権 担当部局も追記すべき。</p>	<p>女性の視点からの災害対応は、男女共同参画担当 部局のみならず、防災・危機管理担当部局や福祉 担当部局、人権担当部局等の各部局において、男 性職員を含めて全ての職員が持つべき視点です。</p>
<p>p 13 第2部 段階ごとに取り 組むべき事項 2 地方防災会議</p>	<p>女性の多い専門職に、介護士、民生児童委 員、感染症対策の専門家を追加すべき。</p>	<p>(前略)例えば、女性が多い専門職(保健師、助 産師、看護師、保育士、介護士、民生委員等)は 災害対応に深くかかわることから、こうした女性 を登用する。</p>
<p>同上</p>	<p>地方防災会議「市町村は、女性委員の割合 をホームページ上で公開する。」旨の内容 を加えてください。</p>	<p>御意見を踏まえ、以下の文章を追加しました。 女性委員の割合をウェブサイト等で公表すること も有用です。</p>
<p>P. 15 第2部 段階ごとに取り 組むべき事項 3 地域防災計画の作 成・修正</p>	<p>「地域防災計画の作成・修正」の「意見交 換の際、女性だけの話し合いの場の設置」 は、大切なことです。その際には女性の多 様性にも配慮した場づくりを行うことにつ いても、明記をご検討いただければ幸いです。</p>	<p>作成・修正に関する意思決定の場への多様な女性 の参画を促進する。</p>

<p>p 16 第2部 段階ごとに取り 組むべき事項 4 避難所運営マニュアル の作成・改定</p>	<p>女性の目線から安心して過ごせる避難所の 実現を目指して、まちづくり協議会や市民 活動団体、女性消防団、学生防犯隊などの 各種団体との間で平時から課題意識を共有 し、地域での避難所マニュアル作成の参考 とすることが重要。 また、住民団体等の参画と女性防災リーダ ーの参画と共に、避難所運営にかかる女性 リーダーの育成と質の向上に取り組むこと が必要。</p>	<p>御意見を踏まえ、以下の文章を追加しました。 (前略) 女性の目線から安心して過ごせる避難所 の実現を目指して、まちづくり協議会や市民活動 団体、女性消防団、学生防犯隊などの各種団体と の間で平常時から課題意識を共有し、地域での避 難所マニュアル作成の参考とすることが考えられ ます。また、避難所運営にかかる女性リーダーの 育成と質の向上に取り組むことが必要です。</p>
<p>同上</p>	<p>「避難所運営ガイドライン」(平成29年) にも、男女共同参画の視点が幅広く盛り込 まれているため紹介していただきたい。</p>	<p>「避難所運営ガイドライン」(内閣府防災担当)に は、女性の視点が幅広く盛り込まれています。 ・避難所の運営体制の中で女性がリーダーシップ を發揮しやすい体制を作る ・外部支援の受け入れのための受援体制の検討に あたり女性の視点を取り入れる ・母子(妊産婦・乳幼児専用)避難所/避難スペ ースを確保する、女性・子供のニーズに対応する (例:女性・妊産婦に必要な物資・環境の確 保、女性用更衣室・授乳室の設置、母子避難ス ペース・キッズスペースの検討等) ・トイレの設置に際しては女性や要配慮者に意見 を求める 等</p>

<p>p 18 第2部 段階ごとに取り 組むべき事項 6 物資の備蓄・調達・ 配布</p>	<p>代表的な物資に、健康チェックシート、体温計、マスク、手袋、消毒液、尿漏れパッド、パンティライナー、デリケートウェットティッシュなども加えるべき</p>	<p>女性用品や乳幼児用品、衛生用品等について、住民の備えを促す。</p> <p>プライバシーを十分に確保できる間仕切り、生理用品、女性用下着、授乳用品、離乳食用品、紙おむつ、体温計、消毒液 等</p>
<p>同上</p>	<p>液体ミルクの記載について 「企業から必要な際に供給を受ける協定を締結するケースもあります」と記載されているが、一步踏み込んで「推奨」すべきではないか。</p>	<p>賞味期間の短さや価格から、常時備蓄ではなく、企業から必要な際に供給を受ける協定を締結することも有用です。</p>
<p>p 19 第2部 段階ごとに取り 組むべき事項 7 自主防災組織</p>	<p>「女性による自主防災組織の形成を支援する。」とあるが、女性だけの組織を形成するのではなく、男女協働の組織形成を支援するべきである。</p>	<p>自主防災組織における男女の理解の促進や女性による自主防災組織の形成を支援する。</p>
<p>同上</p>	<p>「平時から女性が集まることができ、防災に取り組める場所を作る」を、「市町村において女性防災リーダーの育成を推進し、平時からリーダー間の連携や情報共有を図る」に変更すべき。</p>	<p>御指摘を踏まえ、「女性リーダーの育成を推進し、平常時からリーダー同士の連携や情報共有を図る」としました。</p>
<p>同上</p>	<p>女性消防団、婦人防火クラブ、婦人会などの役割、取組を記載すべき。</p>	<p>(前略) また、女性消防団、婦人防火クラブ、婦人会などの役割も重要です。</p>
<p>p 20</p>	<p>障害のある人のトイレの課題は見過ごされ</p>	<p>災害時に性別や年齢、障害の有無にかかわらず、</p>

<p>第2部 段階ごとに取り 組むべき事項 8 災害に強いまちづく りへの女性の参画</p>	<p>がちである。</p>	<p>あらゆる人にとって使いやすいトイレの確保・管理</p>
<p>同上</p>	<p>「トイレの課題は生命にかかわる問題となる」について、記述がコンパクト過ぎて、伝わりにくい。よりより具体的な記述とすることをご検討いただきたい。 女性用トイレへの動線が屋外を通らない、暗い場所を通らないなど、性犯罪に巻き込まれない動線を確保するよう明記してほしい。</p>	<p>御意見を踏まえ、チェック項目に「あらゆる人にとって使いやすいトイレの確保・管理に努める」を追記するとともに、以下の文章を追記しました。</p> <p>(前略) トイレが安全で行きやすい場所に設置されることに加え、女性トイレは男性トイレとは離れた場所に設置し、女性用品・防犯ブザーを配置する、また、男性トイレには尿取りパットを配置するなど、男女のニーズの違いに応じた対応が重要です。性暴力等の未然防止の観点からは、女性用トイレへの動線は、屋外や暗い場所を通らないようにすることが重要です。トイレについて配慮すべき事項については、「避難所チェックシート」のトイレの欄も参考にしてください。</p>
<p>p 24 第2部 段階ごとに取り 組むべき事項 10 女性団体を始めとす</p>	<p>連携先に企業や学生（防災クラブ）、性的マイノリティ団体を加える</p>	<p>社会福祉協議会、NPO、ボランティア、企業、学生等の多様な主体と協働する。</p>

る市民団体等との連携		
P. 25 第2部 段階ごとに取り 組むべき事項 11 防災知識の普及、訓 練	視覚障害者もいるので、「視覚的に」とい う言葉だけでは足りないと感じる。	御意見を踏まえ、「イラストや図を多用し、視覚的 に」を削除しました。
p 29 第2部 段階ごとに取り 組むべき事項 14 避難誘導	福祉避難所への誘導について言及すべき。	(前略) 在宅介護従事者（ヘルパー）が同行する などして、速やかに福祉避難所に誘導することが 重要です。
p 30 第2部 段階ごとに取り 組むべき事項 15 災害対策本部	「地方公共団体の災害対策本部の構成員と なる男性職員に対して、本ガイドラインに 盛り込まれた事項について、研修等を通し て理解を深める。」とあるが、男性職員 のみでなく、女性職員とともに研修する機 会を持つべきである。	地方公共団体の災害対策本部の構成員となる男性 職員に対しては、女性職員とともに、本ガイ ドラインに盛り込まれた事項について、研 修等を通して理解を深める。
p 33 第2部 段階ごとに取り 組むべき事項 18 女性に対する暴力の 防止・安全確保	災害が発生する前に行っていたDVや虐待 被害者支援のケースを、災害発生後もフ ォローアップするように記載してくださ い。	(前略) また、災害が発生する前に支援を行っ ていたケースについては、発災後もフォロ ーを続けることが重要です。
p 35 第2部 段階ごとに取り	「管理責任者に、女性と男性の両方を配置 する」とあるが、「会長もしくは副会長の	管理責任者（リーダーや副リーダー）に、女性と 男性の両方を配置する。

<p>組むべき事項 19 避難所の開設・運営</p>	<p>いずれかは女性にする」としていただきたい。</p>	
<p>同上</p>	<p>以下のようにしてはどうか。 <避難所の運営に女性の参画を> 女性と男性の双方のニーズにきめ細かく丁寧に対応できるよう、管理責任者や職員、自主的な運営組織には、女性が参画してリーダーシップを発揮できるようにする必要があります。安全、衛生、栄養、育児、介護などの課題とニーズを女性目線でしっかりと把握し改善することが、避難者の心身の健康の維持に直結します。</p>	<p>女性と男性の双方のニーズにきめ細かく丁寧に対応できるよう、管理責任者や職員、自主的な運営組織には、女性が参画してリーダーシップを発揮できるようにする必要があります。安全、衛生、栄養、育児、介護などの課題とニーズをしっかりと把握し改善することが、避難者の心身の健康の維持に直結します。</p>
<p>同上</p>	<p>以下のようにしてはどうか。 <役割分担の偏りをなくす> 避難所運営にあたっては、一部の男性に・・・(中略)・・・過去の災害では、女性が炊き出しや、掃除と言った特定の活動を無償で負担しつづけ疲弊するという課題も見られました。</p>	<p>(前略) これまでの災害では、女性が炊き出し、後片付け、掃除といった特定の活動を負担し続けて疲弊してしまうという課題も見られました。</p>
<p>p 42 第2部 段階ごとに取り組むべき事項 25 保健衛生・栄養管理</p>	<p>□保健師、助産師、管理栄養士等・・・に「歯科衛生士」を追加していただきたい。 また、「子育て支援団体・母乳育児支援団体」を追加していただきたい。</p>	<p>保健師、助産師、管理栄養士、歯科衛生士等の専門職や、女性団体、子育て支援団体、母乳育児支援団体等と連携して、妊産婦や母子をはじめとする女性のニーズに対応する。</p>

同上	親の意向を尊重することを明記して頂きたいです。	妊産婦や母子への相談対応に当たっては、同性の支援者でないと相談しにくい悩みもあることから、女性の相談員を配置し、 保護者の意向等が尊重され 、相談しやすくプライバシーが確保される環境を確保することが必要です。
同上	要配慮者は、の部分に、…女性専用、#家族専用#、母子専用、と、家族専用も入れたほうがいい。	要配慮者は、早い段階で女性専用、 家族専用 、母子専用、介護・介助スペースへ（後略）
p 45 第2部 段階ごとに取り 組むべき事項 27 子供や若年女性への 支援	過去の災害時における性被害の実例をあげて、より具体的な防止策を講じることが必要。	子供や若年女性は、 避難所や仮設住宅等において 、性暴力に巻き込まれるリスクもあります。これまでの災害では、例えば、支援をする見返りとして性的な行為を要求される、トイレ等が暗い場所にありそこで暴力を受ける、見知らぬ男性が見知らぬ間に隣に寝てきて体を触るといった事例が指摘されています。子供や若年女性にとって安全な環境を作ることが不可欠です。
同上	虐待防止の専門家（CAP）の活用やSNSを活用した相談体制の整備を入れるべき。	（前略） また、虐待防止の専門家との連携やSNSを活用した相談体制の整備も重要です。
p 46 第2部 段階ごとに取り 組むべき事項 28 市町村域等を超えた 避難生活	父親は地元に残り母子だけが避難することを「世帯分離」と表現していますが、住民票を分ける行政手続を示す語でもあり、当箇所では必ずしも手続きそのものが問題となっているわけではない。	遠隔地で避難生活をおくる場合、子育てや介護上の心配・負担が増大したり、 世帯が市町村域等を越えて分離して生活したり 、家族関係が複雑となるケースも少なくないため、男女別の課題の把握や支援を行う。

<p>p 56 第3部 便利帳 備蓄チェックシート</p>	<p>「妊産婦」に母乳パッド、「乳幼児用品」におむつ用ビニール袋、枕、授乳用ケープ・バスタオル等（ストールでも可）、コップ、（コップ授乳用に使い捨て紙コップも可）、洗剤、煮沸用なべ（食用と別にする）、「介護用品」におむつ用ビニール袋、義歯洗浄剤を追加していただきたい。</p>	<p>御意見のとおり追記しました。</p>
<p>p 57 第3部 便利帳 避難所チェックシート</p>	<p>避難所チェックリストの「キッズスペースエリア」のところを、一步進めて、「日中の保育」としてほしい。</p> <p>トイレについても、男女は離れた場所に設置と明記していただきたい。</p>	<p><input type="checkbox"/>キッズスペース（子供たちの遊び場・勉強・情報提供）や保育エリアがある</p> <p><input type="checkbox"/>女性トイレと男性トイレは離れた場所にある</p>
<p>p 59 第3部 便利帳 応急仮設住宅・復興住宅 チェックシート</p>	<p><input type="checkbox"/>保健師等の専門職とあるが、看護師、臨床心理士（心理カウンセラー）、ソーシャルワーカー等を追加していただきたい。</p>	<p><input type="checkbox"/>保健師、看護師、臨床心理士（心理カウンセラー）、ソーシャルワーカー等の専門職や生活支援員等による入居者の状態把握及び専門的支援の提供</p>
<p>p 60 第3部 便利帳 男女別データチェックシート</p>	<p>男女別データチェックシートの平時の備えのチェック項目について、災害時の活動単位は、自主防災組織が中心と考えられるが、その組織がどういう単位で結成されているのか、地域差があると思うので、地域の最小単位である自治会を列記していただ</p>	<p><input type="checkbox"/>自主防災組織、自治会、消防団、防災士等の男女比率</p>

	きたい。	
全体	取組に成功している地方公共団体の事例を紹介していただきたい。	御意見を踏まえ、以下のとおり地方公共団体の事例をさらに追加しました。 <ul style="list-style-type: none"> ・三重県鈴鹿市（第2部2 地方防災会議） ・東京都文京区（第2部3 地域防災計画の作成・修正） ・大阪府高槻市（第2部8 災害に強いまちづくりへの女性の参画） ・和歌山県新宮市（第2部8 災害に強いまちづくりへの女性の参画） ・千葉県千葉市（第2部19 避難所の開設・運営）

(以上)